

「～ひとり親家庭の自立をサポートする～」

■ YELL ながさき メールマガジン Vol.104 2019.9.17 配信

このメールマガジンは、情報提供を希望する登録者のみなさま
及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へ
お送りしています。

____ I N D E X _____

- ・ 特集 …… あんしん生命 給付型奨学金制度等のご案内
長崎県最低賃金が令和元年 10 月 3 日から
変わります
- ・ 10 月の予定 …… YELL ながさき 定期法律相談
- ・ 編集後記 …… エールながさき LINE 公式アカウントについて

■ 特集 -----

◆ あんしん生命 給付型奨学金制度等のご案内

公益社団法人日本フィランソロピー協会と東京海上日動あんしん生命保険株式会社が、疾病により保護者を失った遺児を対象とし経済的な理由により大学進学や教育の機会をあきらめてしまうことがないよう

1. 大学へ進学する生徒への給付型奨学金制度
 2. 未就学児の教育支援制度
- を実施しています。

制度の詳細・お申込み手続きは下記をご参照ください。

「公益社団法人 日本フィランソロピー協会」

ホームページ <http://www.philanthropy.or.jp/anshin>

電話番号：03-5205-7580（平日 9 時 30 分～18 時※年末年始除く）

Email：jpa-info@philanthropy.or.jp

◆長崎県最低賃金が令和元年 10 月 3 日から変わります

長崎県最低賃金（地域別最低賃金）：1 時間 790 円になります。

下記業種は長崎県特定最低賃金となり 790 円ではありません。

1. はんよう機械器具、生産用機械器具製造業：1 時間 861 円
2. 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業：1 時間 808 円
3. 船舶製造・修理業、船用機関製造業：1 時間 861 円

※上記 1～3 の業種でも下記に該当する労働者は長崎県最低賃金である 790 円が適用されます

ア. 18 歳未満または 65 歳以上の方

イ. 雇入れ後 6 ヶ月未満の方であって、技能習得中の方

ウ. 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する方

■ 10 月の予定 -----

◆「YELL ながさき定期法律相談」

10 月 16 日（水）13:00～16:00

《事前予約受付中》

※日程等合わない場合はご相談ください。

※遠方の方で来所相談が難しい方は、電話法律相談受付も行なっております。まずはご相談ください<(_ _)>

■ 編集後記 -----

